

議第27号

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害の」を「障害が」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号を同条第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、省令別表第5号に掲げる3級に該当する障害があり、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもの

(7) 児童相談所等において、知能指数が50以下であると判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもの

第2条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項の表に掲げる1級に該当する障害があるもの

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもののうち、第4条第1項の規定による申請の日前2年以内で直近の精神保健福祉法第45条第4項の規定による認定又は精神保健福祉法施行令第9条第1項の規定による障害等級の変更を受ける前の障害等級が1級であったもの第3条第1項第2号に次のように加える。

オ 老人福祉法第11条第1項第1号の規定による市長の措置（別表第7号に掲げる施設に係る措置に限る。）

別表に次の3号を加える。

- (5) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設
- (6) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設
- (7) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由

重度心身障害者医療費支給制度について、精神障害者を対象として加えることとする等の必要があるので提案する。